

令和 3 年 7 月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和３年７月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和３年７月２９日（木） 午後１時３０分～
長浜市役所５階 教育委員会室

１．開 会

２．議 事

日程第１ 会議録署名委員指名

日程第２ 会議録の承認
６月定例会

日程第３ 教育長の報告

日程第４ 請願審議

請願第１号 教科書採択にかかる請願書について

日程第５ 議案審議

議案第30号 長浜南部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置
要綱の制定について

議案第31号 長浜北部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置
要綱の制定について

議案第32号 長浜市保育業務支援システム導入及び運用保守業務プロポーザル選定
委員会設置規程の制定について

日程第６ 協議・報告事項

（１）令和３年長浜市議会６月定例会一般質問答弁要旨について

日程第７ その他

３．閉 会

令和３年８月教育委員会定例会開催日程 ８月１９日（木） 午前１０時００分～

請願第 1 号

教科書採択にかかる請願書について

令和 3 年 6 月 16 日付で提出され、同月 21 日付で収受した標記の請願について、
委員会の審議を求める。

令和 3 年 7 月 2 9 日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信



2021年6月16日

長浜市教育委員会教育長 様
滋賀県第5地区教科用図書採択協議会長 様

草津市青地町1104-16

子どもと教科書 市民・保護者の会

事務局 木村 幸雄

中学校歴史教科書の採択やり直しについての請願書

新型コロナウイルスが再度蔓延している中で、児童生徒の教育に力を尽くしておられることに心から敬意を表します。

さて本年は、自由社中学校歴史教科書が再検定に合格したことによって、歴史教科書だけの採択やり直しがおこなわれます。それに関連して、以下の内容をぜひ参考にしていただきまして、「人権・平和・共生」という人類普遍の価値観を大切にした教科書が、透明性のある公正・公平な手続きを通じて選定・採択されますように、切に要望いたします。

請願事項

(1) 自由社歴史教科書は選定・採択しないでください。

<理由>

- ①古代から現代までを「天皇」の統治の歴史として描き、天皇に関する記述が非常に多く、民衆に関する記述はほとんどありません。しかも、古代では「神話による神々の系図」まで載せ、生徒が史実と神話を混同するように仕向けています。
- ②すでに廃止された「北海道旧土人保護法」を、明治政府がアイヌを保護するための法律だったと教え、アイヌ文化を破壊し、アイヌの土地を奪ったことを、すべてアイヌの慣習のせいであったかのように記述しています。まったくの人権侵害の教科書です。
- ③日露戦争で日本が勝利したことに、ネルーが勇気づけられたと記述していますが、ネルーはその後の韓国併合によって、日本も西欧列強と同じだと語ったことについては書いていません。また日中戦争の初期に、日本軍が南京で多くの中国人を殺害したことには触れず、通州で日本人が殺害されたことだけを書いていきます。このように、都合の悪いことは書かず、日本はすごい国だと偏った愛国心を刷り込む歴史教科書では、国際社会で生きる主権者を育てることはできません。

(2) 育鵬社歴史教科書は選定・採択しないでください。

<理由>

- ①日本の歴史を「天皇」の統治の歴史として教えるのも、史実と混同させるような形で、神話を大きく取り上げるのも自由社と同じです。
- ②大仙古墳の面積と、エジプトのクフ王のピラミッドや秦の始皇帝陵の面積とを比

べて、大仙古墳の大きさを強調していますが、ピラミッドも始皇帝陵も、大仙古墳より時代ははるかに古く、しかも高度な石組みの技術で作られていることには触れません。比べられないものを強引に比べて、日本はすごい国だと思わせるのは、世界に通用しない優越感を生徒に植えつけるだけです。

③「なでしこ日本史」では多くの女性を取り上げていますが、女性をあくまで男性を支える存在として強調しており、両性の平等とはほど遠い内容です。

④日本の過去の戦争を正当化するのは自由社と同じです。過去の歴史の良かったことも間違ったことも正しく書かず未来に活かそうとする教科書ではありません。

(3) 歴史教科書は自由社・育鵬社以外の教科書の中から、「人権・平和・共生」をもっとも大切にしている教科書を採択してください。

(4) 現場教員が希望する教科書を採択してください。

(5) 教科書展示会における市民アンケートの意見も参考にして選定作業を進め、採択してください。

(6) コロナ禍ではありますが、最大限の対策をして教科書展示会を開催し、市民が意見を書けるようにしてください。

(7) コロナ禍ではありますが、最大限の対策をして、市民が教育委員会の採択会議を直接傍聴できるようにしてください。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

なお、直接当請願書をお持ちして提出すべきところ、コロナ禍のため、郵送することをご容赦ください。また、当請願書は教育委員会会議でご審議を賜りたいわけですが、審議される日時等がわかれば yu-kimura@nifty.com へお知らせください。

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：すこやか教育推進課

議案番号：第 30 号

件 名：長浜南部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置要綱
の制定について

第 1 提出理由

長浜南部学校給食センター調理配送業務を委託するにあたり、プロポーザル方式により、当該業務の履行に最も適した事業者の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市プロポーザル選定委員会規則（平成 26 年長浜市規則第 13 号）に規定するもののほか、必要な事項について定めるものとする。

第 2 要点

1 名称

長浜南部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会

2 所掌事務

事業者の審査に必要となる実施要項、仕様書、評価基準、その他必要となる事務

3 組織

学校関係者、行政関係者及びその他教育長が必要と認める者 12 人以内

4 スケジュール（予定）

業者選定 令和 3 年 12 月頃まで

契約締結 令和 3 年 12 月下旬

委託業務開始 令和 4 年 8 月から

第 3 施行期日

告示の日から施行し、当該業務の契約の締結の日をもってその効力を失う。

長浜南部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について

長浜南部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

令和 3 年 7 月 29 日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜南部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長浜南部学校給食センター調理配送業務を実施するにあたり、プロポーザル方式により、当業務の履行に最も適した事業者の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市プロポーザル選定委員会規則（平成 26 年長浜市規則第 13 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(名称)

第 2 条 本委員会は、長浜南部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領、評価基準、仕様書等に関すること。
- (2) 企画・技術提案書を求める者の資格要件に関すること。
- (3) 指名型による場合は、その事業者の選定に関すること。
- (4) 企画・技術提案書等の審査及びヒアリングに関すること。
- (5) 企画・技術提案書の評価及び候補者の選定に関すること。
- (6) その他委員長（規則第 6 条の委員長を言う。以下同じ。）が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 長浜南部学校給食センターで配食する学校（園）関係者
- (2) 行政関係者
- (3) その他教育長が必要と認める者

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、長浜南部学校給食センターにおいて処理する。

(会議の公開)

第6条 委員会は非公開とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、当該業務の契約の締結の日をもってその効力を失う。

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：すこやか教育推進課

議案番号：第 31 号

件 名：長浜北部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置要綱
の制定について

第 1 提出理由

長浜北部学校給食センター調理配送業務を委託するにあたり、プロポーザル方式により、当該業務の履行に最も適した事業者の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市プロポーザル選定委員会規則（平成 26 年長浜市規則第 13 号）に規定するもののほか、必要な事項について定めるものとする。

第 2 要点

1 名称

長浜北部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会

2 所掌事務

事業者の審査に必要となる実施要領、評価基準、仕様書、その他必要となる事務

3 組織

学校関係者、行政関係者及びその他教育長が必要と認める者 12 人以内

4 スケジュール（予定）

業者選定 令和 3 年 12 月頃まで

契約締結 令和 3 年 12 月下旬

委託業務開始 令和 4 年 8 月から

第 3 施行期日

告示の日から施行し、当該業務の契約の締結の日をもってその効力を失う。

長浜北部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について

長浜北部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

令和 3 年 7 月 2 9 日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜北部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長浜北部学校給食センター調理配送業務を実施するにあたり、プロポーザル方式により、当業務の履行に最も適した事業者の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市プロポーザル選定委員会規則（平成 26 年長浜市規則第 13 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(名称)

第 2 条 本委員会は、長浜北部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領、評価基準、仕様書等に関すること。
- (2) 企画・技術提案書を求める者の資格要件に関すること。
- (3) 指名型による場合は、その事業者の選定に関すること。
- (4) 企画・技術提案書等の審査及びヒアリングに関すること。
- (5) 企画・技術提案書の評価及び候補者の選定に関すること。
- (6) その他委員長（規則第 6 条の委員長を言う。以下同じ。）が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 1 2 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 長浜北部学校給食センターで配食する学校関係者
- (2) 行政関係者
- (3) その他教育長が必要と認める者

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、長浜北部学校給食センターにおいて処理する。

(会議の公開)

第6条 委員会は非公開とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、当該業務の契約の締結の日をもってその効力を失う。

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課

議案番号：第32号

件 名：長浜市保育業務支援システム導入及び運用保守業務プロポーザル選定委員会設置規程の制定について

第1 提出理由

- 1 本年度導入を進めている保育業務支援システムについては、価格による競争だけでなく、機能や使いやすさ、サポート体制、システムの安全性・信頼性等についても評価する必要があることからプロポーザル方式により導入業者を選定するため、選定委員会を設置し、その運営等必要な事項を定めるもの。

第2 要点

- 1 選定委員会の所掌事務
 - ・実施要領、評価基準、仕様書等に関すること。
 - ・【公募型】企画・技術提案書を求める者の資格要件に関すること。
 - ・企画・技術提案書等の審査及びヒアリングに関すること。
 - ・企画・技術提案書の評価及び候補者の選定に関すること。
 - ・その他委員長が必要と認めること。
- 2 選定委員会の委員構成
 - ・教育委員会事務局次長、幼児課長、幼児課参事、さくらんぼ保育園副園長、とらひめ認定こども園副園長、にしあざい認定こども園副園長、南郷里幼稚園副園長、デジタル行政推進局参事

第3 施行期日

告示の日から施行し、当該業務の契約の締結の日をもってその効力を失う。

長浜市保育業務支援システム導入及び運用保守業務プロポーザル選定委員会設置規程の制定について

長浜市保育業務支援システム導入及び運用保守業務プロポーザル選定委員会設置規程を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

令和3年7月29日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市保育業務支援システム導入及び運用保守業務プロポーザル選定委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長浜市保育業務支援システム導入及び運用保守業務を実施するにあたり、プロポーザル方式により、当該業務の履行に最も適した事業者の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市保育業務支援システム導入及び運用保守業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「プロポーザル方式」とは、委託する業務の性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な者を選定するため、一定の条件を満たす者から企画・技術提案書の提出を受け、当該委託業務の履行に最も適した事業者の候補者（以下「候補者」という。）を選定する方式をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領、評価基準、仕様書等に関すること。
- (2) 【公募型】企画・技術提案書を求める者の資格要件に関すること。
- (3) 企画・技術提案書等の審査及びヒアリングに関すること。
- (4) 企画・技術提案書の評価及び候補者の選定に関すること。
- (5) その他委員長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員8人をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 教育委員会事務局次長
- (2) 教育委員会事務局幼児課長
- (3) 教育委員会事務局幼児課参事
- (4) さくらんぼ保育園副園長
- (5) とらひめ認定こども園副園長
- (6) にしあざい認定こども園副園長
- (7) 南郷里幼稚園副園長
- (8) デジタル行政推進局参事

3 委員の任期は、任命の日から実施業務の契約の締結の日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、委員会の招集は教育委員会事務局幼児課長が行う。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、プロポーザル方式により選定を受けようとする事業者と利害関係を有する場合は、議事に加わることはできない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局幼児課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、当該業務の契約の締結の日をもってその効力を失う。

長浜市保育業務支援システム導入及び運用保守業務にかかるプロポーザルの実施について

1. 保育業務支援システムについて

本年度導入を進めている『保育業務支援システム』（以下「システム」という。）は、職員室での書類作成や集計作業などの事務作業の省力化だけでなく、タブレットを使用し、保育室での園児記録の入力や、保護者の方との連絡等の業務をスムーズかつ効率的に行うことができるシステムです。

2. システム導入の効果

システムの導入により、公立園利用者の利便性を向上させるとともに、保育士の単純作業の省力化等の業務負担の軽減により、保育業務に専念できる環境を構築することで、保育の質の向上につながることが期待できます。

3. 選定の方法

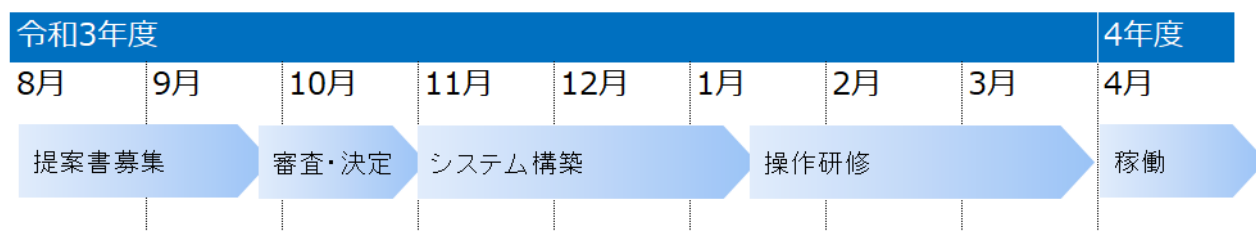
システムを導入する事業者の選定は「プロポーザル方式」により決定します。保育士等の業務の効率化、保護者の利便性向上が最大限期待できるシステムを選定するためには、経済性だけでなく、機能や使いやすさ、サポート体制、システムの安全性・信頼性等についても評価する必要があることから提出された企画・技術提案書に基づき、最も優れた者を選定するためです。各事業者から提出された企画・技術提案書は、今後設置する「長浜市保育業務支援システム導入及び運用保守業務プロポーザル選定委員会」においてヒアリング審査（システム等のデモンストレーション、プレゼンテーションを含む。）を行い、審査項目（事業者評価、提案評価、機能評価、事業費評価）ごとに点数化され、システムを導入する候補者が選定されます。

4. 選定委員会

長浜市保育業務支援システム導入及び運用保守業務プロポーザル選定委員会は、次の8人で構成されます。

- ・教育委員会事務局次長、幼児課長、幼児課参事、さくらんぼ保育園副園長、とらひめ認定こども園副園長、にしあざい認定こども園副園長、南郷里幼稚園副園長、デジタル行政推進局参事

5. 導入スケジュール



令和３年長浜市議会６月定例会一般質問答弁要旨

※ここに記載されている内容は教育委員会事務局で要約したものであり、実際の答弁とは異なる場合があります。

◆個人質問

議員	質問要旨	答弁要旨	答弁者	担当
鬼頭 明男	生理用品について、世帯収入の減少から、交換の数を減らしたり、トイレットペーパーを代用したりするなどの実態がある。経済的理由によって生理用品が十分に使えずに、健康な生活がおびやかされる状況をなくしていくことが求められる。必要な児童生徒への配布やトイレへの設置について市の見解を問う。	すべての学校において、児童生徒用の生理用品を保健室や職員室で保管し、必要に応じて児童生徒へ渡している。 この対応にあたっては、公費で購入するほか、市から配布があった防災備蓄品や寄付いただいた物などで運用している。 保管数については、学校規模などによって違いはあるが、児童生徒への配付に備えて一定数を用意している。 なお、管理上の観点から、現時点ではトイレへの設置は考えていない。 今後もこれまでと同様に、適切に管理をしながら、必要な児童生徒が利用できるよう配慮に努めていく。	教育部長	すこやか教育推進課
	（再問）虐待のある家庭や父子家庭では生理用品のことを話せない等の問題がある。 個別トイレへの設置により、貧困の生理の問題に対応できるのではないか。	生理用品をトイレに設置し自由に使えるようにする場合、管理上、常時補充等が必要となり、目的が必要な児童生徒へ渡すことからトイレに設置される生理用品の管理に変わってしまう。 必要とする生徒へお届けできるよう、常時準備するということでご理解をいただきたい。	教育部長	すこやか教育推進課
	（再々問）自ら受け取りに行けない子に対応できる施策があるのなら結構だが、トイレに設置するべきだと思う。 まずは一度実施・周知してみようということでは考えられないか。	必要な児童生徒へ常時対応できる準備、そして体制を整えている状況である。 現在のところ、申告がない状況なので、今後の状況も十分に把握しながら進めたいと考える。	教育部長	すこやか教育推進課
鬼頭 明男	マスクが子どもの発達に特に影響があると言われている。子ども	子どもの発達において、表情に触れることの大切さは理解しており、園や学校ではフェイスシールドなどによる対応も実施している。しかし、フ	教育部長	すこやか教育推進課

	は、相手の表情や行動を見て成長すると考えると、できるだけ表情に触れる機会を作ることが大切だと考える。市としての見解と今後の対応について問う。	フェイスシールドは、飛沫を防ぐ効果は弱く、感染リスクを下げるうえで、マスクの着用が一番有効な対応となっているのが現状である。 このため、マスク着用を前提としたうえでの対応としては、コミュニケーションの場において感情を強調するなどの工夫が大切だと考えている。 園や学校現場においては、感染症対策とあわせて、こうしたコミュニケーションの工夫を実践しながら子どもたちの健やかな成長を促したい。		
伊藤 喜久雄	板山教育長が本年度4月1日から再任され、新たな任期がスタートしたが、これまでの経験を踏まえ、どのような視点や思いをもって2期目の教育行政運営を担っていくのか問う。	3月の市議会で選任のご同意を賜り、2期目を仰せつかることとなった。本市教育目標の実現に向け、改めてこの重責に身の引き締まる思いである。 長浜市の教育は、県内でもレベルの高い取組を進めてきており、学力向上とともに、人を育てるということにも注力してきたと自負している。 そこで、これまでの取組を踏まえたうえで、今後は3つの柱を立て、重点的に取り組んでいきたいと考えている。 1本目の柱は、基礎学力と21世紀型学力の向上である。新学習指導要領の中で示されている時代のニーズに対応した内容に鑑み、力を入れたい。 次に、2本目として、子どもの特性や発達上の課題に対し、就学前と義務教育の分野が協働し、連続性のある支援を行う特別支援教育体制の構築に注力したいと考えている。 3本目として、学校に行かない・行けない子どもたちへの学びの場を、民間団体との連携も視野に入れながら、多様な形で提供したいと考えている。 加えて、感染拡大の収束が見えない新型コロナウイルスへの対応も必要である。 それでも、コロナ禍での対応で安易に歩みを止めることなく、本市の未来をになう子どもたちを誰一人取り残すことの無いよう、山積する様々な課題に正面から向き合い、解決に向けて現場の先生方と一丸となって、市民や保護者の皆さまにも「見える形」となるよう全力で取り組んでいきたい。しっかりと結果を出し、重責を果たしていきたいと考えている。	教育長	教育総務課
	(再問) 3つの柱につ	1本目の柱の学力向上については、3年前から	教育長	教育総務

	いて、具体的にどのような取組を行うのか。また、その効果についてもどのように想定しているのか問う。 「未来をになう長浜っ子」育成プロジェクトを立ち上げ、市内の様々な立場の方に懇話会の委員として就任いただいている。さらに、市内の20代30代の若い先生方にお集まりいただき、現場の先生方の中から「何とかしないといけない」という動きを高めていきたいという思いで取り組んできた。 市内の子どもたちの学力については、ほぼ滋賀県の期待する数値を示しており、取組の成果も徐々に出てきているところである。長浜市としては、学力が低位状態にある子どもたちを中心に据えて、基礎学力を保障していく方向に舵を切る必要があると認識している。 2本目の柱、特別支援教育については、就学前から小中学校へ、それぞれの特性や課題に応じて連続性のある支援を実現させたい。これが、青年期に入ってから社会現象として出てくるひきこもりなどの問題解消に対する取組の出発点だと認識している。 3本目の学校に行けない・行かない子どもたちへの支援について、国の法律では、多様な教育の学びの場を保障していくことが責務であると定められている。 主体を子どもたちにおいて、子どもたちが求めていることを把握するとともに、ICT機器の活用や民間の団体との連携も視野に入れながら、学校や教室への復帰を最終のゴールと設定しない学びの形を提供していきたい。		課
	(再々問) 特別支援教育について、今年4月から、市内2つの園に県内初の「支援ルーム」ができたと聞いている。支援ルームの考え方や、これからの方向性について問う。 人間が持つ特性が強い場合には、社会生活を送る上で困難が生じることがある。支援ルームでは、トラブルが起きた時に、どういう選択肢があるのか、他人はどういう思いになるのか、などを伝え、子どもたちの発達段階に応じてトレーニングしていくことが必要である。就学前の段階できちんとした形でトレーニングできる用意をして、さらに必要に応じて就学前と小学校との間で連携しながら、相互に重なり合わせる支援をしたいと考えている。 専門家や関係機関との協力については、数年前から、大学の先生方にもアドバイザーとして就任いただいている。先生方の定期的な正しい見立	教育長	教育総務課

		て・診断のうえで、その子に合ったトレーニングを考えていただくことが狙いである。 対処方法を幼児期から連続して学んでいただくことが具体的な目標である。		
草野 豊	ひとり親家庭には国から助成があるが、市独自の支援を含め心の支えをどのように考えているか。影響を受けやすい児童生徒の心のケア、要保護・準要保護家庭への応援、産婦人科の休止による相談支援等それぞれの担当部署からの考えを問う。	（教育委員会分）市内各校においては、多くの児童生徒はコロナ禍の中で様々な不安や恐れ等、心理的なストレスを抱えているという前提で、状況把握や教職員間での情報共有を積極的に行っている。 そうした中で、特に気になる児童生徒については、心理的なストレスの原因にアセスメントしたり、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した面談を行ったりするなど、児童生徒や保護者に寄り添った支援を行っている。 今後も、児童生徒に寄り添った心のケアを継続したいと考えている。	教育部長	教育指導課
藤井 登	近年、湖北の県立高校一般入試において定員割れが顕著である。高校の教育は県の課題ではあるが、中学校からの進学を考えると、市も一緒に取り組んでもらいたい課題だと考える。市の見解について問う。	ご指摘のとおり、湖北の県立高校においても、定員割れが見られる。そこで、本市としても、関係部局と連携し、県に対し魅力ある県立高校の在り方について意見を提出している。 今後も、生徒や教職員の要望や意見を十分に把握したうえで、より良い高校の在り方について検討したいと考えている。	教育長	教育指導課
	（再問）市内の生徒が市外の高校に出てしまう一方、市外からは入ってこない現状があるため、定員割れが顕著に進んでいる。高校は県の所管であるが、市としてもっと踏み込んだことをやっていただきたい。教育長の見識を問う。	県立高校については、市教委としてはあくまで県からの要請に基づき意見を述べる立場であることを前提に答える。 長浜北星高校には、地域の産業に根差した紡織科という学科があった。長浜農業高校には農業土木科やガーデン科があった。また、長浜農業高校には漕艇部があり全国で活躍している。魅力ある高校づくりの観点から、このような視点を様々な方の意見を中心にまとめることが必要であると思う。 県内の県立高校には琵琶湖、漁業、養殖等に関することを学ぶところがない。滋賀県立大学のように琵琶湖などの環境について勉強できる高校があれば、特色を出すことができる。私どもとして	教育長	教育指導課

		は、中学校の校長や進路担当教諭と意見を交換し、できる限り県に対し意見を申しあげたい。		
藤井 登	令和2年12月に質問した「がん教育を行う外部講師の必要性」について、ICTの活用を視野に入れて取り組むと答弁された。 充実したがん教育のためには、外部講師の活用が不可欠と考えるが、その取組について市の見解を問う。	いまだ感染症の終息が見えない中ではあるが、外部講師による効果的ながん教育が実施できるよう、今年度は、対面での実施に加えてオンラインでの実施も計画している。 現在、学校の実状に応じた取組となるよう、健康推進課により外部講師派遣の希望調査等が行われているため、関係課と連携しながら学校に働きかけていきたいと考えている。 対面で実施する場合には、外部講師の招聘に学校も神経を使っているところであり十分な感染症対策を講じる中で、一つでも多くの学校があることを希望している。 今後も引き続き、がん教育をはじめ、新学習指導要領にもあるように、自分の健康への関心を高め、自他の命を尊重するという基礎を培うことは重要な教育の柱である。この目的が達成できるように全力で取り組んでいきたいと考える。	教育長	すこやか教育推進課
	（再問）学校の授業でICTを活用しようとしている中で、リモートでの授業についての準備がどのようになされているか把握しているか。	各校においても、リモートを活用した遠隔授業について、学校単位で職員の技量を高めるよう取り組んでいる。 市教委として、昨年4月に内部で立ち上げた新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー会議で、市立長浜病院、長浜赤十字病院、長浜市立湖北病院の各院長、湖北医師会学校医部長、学校関係者を委員としてリモート会議を実施している。 そのような会議の折に、病院関係者の協力を仰ぎながら、生きたがん教育として、子どもたちにとって一番身近な教材となるように取り組んでいきたいと思う。	教育長	すこやか教育推進課
中川 リョウ	通級指導教室に指定され児童生徒が通学している学校が複数あるが、通級指導教室独自の予算確保や専門的な知識を持った職員がいないなどの問題を聞いている。今後どのように改善されるのか問う。	通級指導教室の適切な運営を行う上で、教室環境を整えることや教職員の専門性を高めることは必須条件であると考えており、通級指導教室設置校には、教材備品の購入予算や資質向上をはかるための予算を確保している。 指導については、月に1回担当者会を開き、意見交流、課題の整理、事例検討等を行うことで、若手教員が経験豊富な教員から学ぶ機会を設けている。また、人材育成として年8回、具体的な指導実践方法や理論的な講義を含む市独自の研修を	教育長	教育指導課

		実施している。併せて県の主催する職務研修や専門研修も受講し専門性の向上にも努めている。 絶えず自己研鑽に励み、多様化する個々の子どものニーズに対して適切な支援が行えるよう、ハード面、ソフト面、双方からの改善を進め今後もより良い教室運営に努めたい。		
	(再問) 通級指導教室の中で ICT を駆使されて指導されていると聞いているが、指導に有効なアプリには、有料の物もあり、先生や講師個人が払っていると聞いている。 また、専門的な職員がいるということだったが、どのように把握されているのか。	通級指導教室は週に 1 回程度実施しており、主な場所是在籍する学級である。通級の対象となっている子は、発達上の課題がある子が多いが、特性は治すものではなく、一生付き合っていく必要があると考える。特性が強いと対人関係の構築や社会生活が困難となるため、通級指導教室の場でその子に合ったトレーニングを行っている。 学校長には、若い先生方にも特別支援学級や通級指導教室の担任も経験していただきたいとお願いしている。経験があればあるほど指導のパターンも持ち合わせている先生となっていく。若い先生に特別な支援が必要な子どもたちとの関わりを学んでいただくことで、自分が担任している子どもたちにもよい結果をもたらすと思う。市内でも数校、5 年以内の若い先生方に特別支援学級の担任になってもらっている。 ICT 活用は、まだ始まったばかりである。学校の声にも十分耳を傾けて、検討していかなければならないと認識している。	教育長	教育指導課
中川 リョウ	プール教室における送迎バスで、感染症対策は十分にできているか。また、1 回当たりの乗車人数を制限してピストン運行すべきと考えるが、「予算がない」という理由でそうしていない学校があることを把握しているか問う。	学校外のプールを利用する学校は、教育委員会が管理する教育バスにおいて送迎を行っている。 教育バスの運行にあたっては、「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（公益社団法人日本バス協会）」に基づき、換気や消毒を徹底するなどしっかりと感染症対策により実施している。 また、教育バスは、定員での運行を基本としているが、利用人数によっては複数台の運行やピストン運行なども行っており、予算的な理由で使用されていない学校があるということは聞いていない。	教育部長	すこやか教育推進課
	(再問) 市内の感染者が、200 人を超えて広がっている。 近い学校で発生する	学校からバスの申込や協議、調整がある。 その際、教育バスは費用が必要ないため、予算がないということ自体がない。例えば乗車人員を 3 分の 1 にすれば、1 回で乗車できなくなりピス	教育部長	すこやか教育推進課

	と、現場の職員や保護者は不安になる。 学校とのやりとりはあると思うが、くみ取れていないところがあるのではないかな。	トン運行が必要になるが、予算的な問題は生じない。 日本バス協会の感染症対策ガイドラインに基づき、感染症対策は万全という前提で進めている。 例えば更衣や入水の時間を時間差で実施するためピストン運行をしたいという場合、調整をしていただけるのであれば、現場の声を実現できると思う。 市としては、このような調整の仕方も進めていきたいと思う。		
中川 リョウ	校務支援システムについて、導入後、現場から職員間で連携して仕事がつらいなど権限の付与について改善してほしいとの声を聞いている。改善するべきと考えるが、市の見解を問う。	統合型校務支援システムは、児童生徒の学籍、出欠、成績、保健など、様々な校務とともにこれに付随する個人情報を一元管理するシステムであるという前提で、情報管理の重要性和リスクを十分認識したうえで利用する必要があると考える。 したがって、システムの利用機能や範囲に関する権限の付与については、学校現場の代表者を含めた校務支援システム構築検討会で意見等聴取を行い、原則的な運用ルールを決定している。 4月から運用を進める中で見えてきた課題については、市全体の運用ルールを遵守したうえで、現場からの声を聞きながら、適切な運用について検討を加え、業務負担軽減に努めていきたいと考えている。	教育部長	教育改革推進室
中川 リョウ	各学校で ICT 教育についての取組に差があるように見受けられる。是正に向けて今後どのようにされるのか問う。	教育委員会では、今年度より市内全ての学校を訪問し、各校の活用状況や課題の把握、ニーズに応じた研修の実施や ICT を効果的に活用した授業モデルの提案、さらに、専門的なスキルを持った ICT 支援員を配置し、各校独自の相談対応等にも取り組んでいる。 しかし、タブレット等の ICT 機器は、あくまでも教育手段であり、それらを自身の授業や子どもたちの学習にどのように活用し、よりよい授業を創造していくかは教員個々の取組や努力に委ねられており、教員が自ら学び続ける姿勢を持つことが一番大事だと考えている。 また、学校におけるインターネット環境整備については、全国的な課題となっており、本市においてもアプリ上での制限やサーバー内の組み替えによる負荷分散により、運用面やハード・ソフト面で有効な改善措置を進めていきたいと考えてい	教育部長	教育改革推進室

		る。		
	(再問)ICT 支援員をもっと増やすべきだと考えるが、当局の見解を問う。 また、学校ごとに ICT を活用した取組に差が出てくることが予想されるので、各校でしっかりと研修が受けられるような体制を作る必要があると考えるが、今後どうされていくのかを問う。	ICT 支援員については、現在市で契約している支援員が 6 名いる。各支援員は担当校を決め、月 1 回程度、遠隔で支援を行っていただいている。実際にその場で支援が必要な場合については、教育委員会の担当者が学校を訪問し、ICT 支援員と連携しながら積極的な支援を行うといった体制で進めている。 支援内容については、機器操作やアプリケーションの活用等の相談や授業での活用方法、支援内容を整理したマニュアルを作成し、成果物として残している。 今後は学校現場の声も聞きながら、さらに充実させていきたいと考えている。 また、各校の担当者は ICT 活用に長けた者や経験の浅い者など様々である。このため、各学校の取組に差が出ないように、知識や技能を平準化していくことも必要だと考えている。 今後、ICT 支援員による指導や各種研修を通じて、全体的なレベルを平準化していき、その上で各校の特性に応じた活用方法を考案し、実践していけるように進めたいと考えている。	教育部長	教育改革推進室
中川 リョウ	教育予算について、財政計画の目標達成のための人件費や物件費などの削減は極力すべきではないと考えるが市の見解を問う。	教育は、長浜市のみならず日本や世界を背負って立つ人材を育成する事業であり、教育予算は教育制度の充実をはかるために投じられるべき未来への投資である。ただし、目的や効果について明確な根拠の説明が求められていることも確かである。 本市においては、ICT 機器を活用した個別最適化学習による学力の向上、就学前と義務教育の協働による子どもの特性に応じた支援、多様な学びの場の提供に重点を置き、未来を担うことができる子どもの課題に迅速に対応できるよう、必要な予算を確保し取り組んでいる。 今後も、限られた財源において選択と集中を行う中で、時代の流れやその時の子どもたちの状況を考え、最優先すべき課題についてはしっかりと予算化し取り組みたいと考えている。	教育長	教育総務課